

## ◆農用地区域除外の標準処理期間等◆

農用地区域を除外する場合は、農業振興地域の整備に関する法律で定められた次の5要件(法第13条第2項各号)を満たし、かつ除外する目的について、農地法・都市計画法等他法令による許認可が必要な場合、それぞれの見込みが明らかであるときのみ申請することができます。

【要件1】 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと	ア 必要とは、具体的な農地転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。 イ 適当とは、他法令の許認可等の見込みがあり、当該用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと。 ウ 他の土地で代えることが困難なことは、農用地区域外の土地に当該用途に供するための可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域からの除外を行う場合でないこと。
【要件2】 農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと	次のすべてを満たすことを要する。 ア 除外する土地が可能な限り一団の農用地区域の周辺部であること。 イ 除外後の農用地区域内の農用地が農作業上、必要な地形的連続性を有すること。 ウ 非農業的土地利用との混在による農業的土地利用への支障がないこと。
【要件3】 担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること	支障を及ぼすおそれがないとは、次のいずれにも該当しないことを要する。 ア 現に利用を集積している、または利用集積が確実である農地であること。 イ 担い手の経営規模が大幅に減少すること。
【要件4】 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと	・農道、農業用排水施設、防風林等の土地改良施設の維持管理に支障がなく除外前と同様の機能が確保されること。
【要件5】 農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること	・農業生産基盤整備事業施行地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。 なお、「工事が完了した年度」とは、工事完了の公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日)の属する年度である。

〔農用地区域除外事務概略日程〕 ※この日程は標準期間ですので遅れる場合もあります。

順序	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
申出 受付	・関係各課事前協議、調整 ・関係機関意見聴取 (土地改良区、農協、農業委員会)	関係各課からの意見に対する回答提出	犬山市農業振興地域整備推進協議会	27号計画の公告 (縦覧30日)	県事務所事前調整及び現地調査	県事務所農振対策班会議	県事務所事前調整の回答・公告縦覧、異議申立 ・事前回答→農転	県事務所協議申請	同意 了承
事業者→ 産業課	産業課 → 事業者 (関係課の意見をまとめ、通知)	事業者 →関係各課					市→事業者 <b>農地転用</b> へ		
4月	5月(事業者への通知は下旬)	5月下旬	5月下旬	6月	7月上旬	7月下旬	8月上旬～10月上旬	10月上旬	11月
7月	8月(事業者への通知は下旬)	8月下旬	8月下旬	9月	10月上旬	10月下旬	11月上旬～1月上旬	1月上旬	2月
10月	11月(事業者への通知は下旬)	11月下旬	11月下旬	12月	1月上旬	1月下旬	2月上旬～4月上旬	4月上旬	5月
1月	2月(事業者への通知は下旬)	2月下旬	2月下旬	3月	4月上旬	4月下旬	5月上旬～7月上旬	7月上旬	8月

※申出受付期間は受付月の最初の開庁日から**最後の開庁日まで**です。月末の日が休日等の場合はご注意ください。

※順序①の関係法令及び関係機関との調整が不備不調の場合は順序③へ進めない場合があります。

※順序⑦の事前回答後、農地転用(毎月1日から10日受付(10日が閉庁日の場合はその前の開庁日))及び建築(開発)許可等の手続きができます。

※基礎調査の実施(概ね5年毎)、経済事情の変動等による農業振興地域整備計画の見直しのため、受付できない期間が生じる場合がありますので、事前に担当に確認してください。